

特定秘密の保護に関する法律の採決強行に抗議し同法の廃止を求める決議

2013年12月6日、第185回臨時国会・参議院本会議において、特定秘密の保護に関する法律案の採決が強行され、同法が成立した。同法が施行されれば、表現の自由や知る権利を含む国民の基本的人権に対する極めて深刻な制約となり、民主主義・国民主権が形骸化する危険性が極めて高い。衆議院における4党修正案によっても、官僚が恣意的に特定秘密を指定する危険性を除去する実効的な方策は規定されておらず、その危険性は何ら変わっていない。

当会は、同法について、秘密の範囲が広範・不明確に過ぎ、第三者によるチェックの機会もなく重要情報が半永久的に隠ぺいされる危険があり、知る権利が侵害されること、罰則規定が国民の情報収集活動に対し過度の萎縮効果をもたらすこと、「適性評価制度」導入によりプライバシー侵害や思想信条による差別の危険性にさらされること、行政権による特定秘密の独占が、立法権、司法権を侵害し三権分立を脅かすことなどを指摘し、立法化に強く反対してきた。この間、宮崎県選出の国会議員全員への反対の呼び掛けをし、10月21日に会長声明発出、地元マスコミとの懇談会、同月30日に会員20名（職員4名）による街頭宣伝、11月13日に再びマスコミとの懇談会、同月29日には約120名が参加した緊急シンポジウムを実施するなどして、法案の問題点を訴えてきた。

同法は、「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（いわゆるツワネ原則）などの求める表現の自由、知る権利の保障に関する国際水準から見ても重大な問題点が指摘されるものであり、国連人権高等弁務官と国連特別報告者が、極めて異例にも法案の内容に強い懸念を表明し拙速審議をしないよう求め、また、多くの国際的な人権NGOも具体的な問題点を指摘して懸念を表明してきた。日本弁護士連合会と全国52単位弁護士会全てが法案に反対し、多くの法律家団体も反対の声明を発表した。加えて、政府が短期間に実施したパブリックコメントでは8割の国民が反対ないし慎重な意見を述べ、福島市で開催された公聴会においては公述人全員が反対、懸念を表明し、世論調査では過半数の国民が反対、8割以上が慎重審議を求めた。同法案に反対する声は、学者や研究者、演劇や映画、音楽分野などで活躍する文化人、ジャーナリストからも次々と沸き起こり、国内外の反対の声は空前の広がりを見せた。

ところが、政府・与党は同法によって影響を受ける国民のこうした懸念や反対意見に真摯に向き合うことなく、採決を強行した。審議が進むほどに同法の問題点が浮き彫りとなり、衆議院においては政府側からの答弁に不一致や変遷が起きるなどして混乱した。参議院では、衆議院で検討が不足していた論点について十分な検討がなされるべきであったが、参考人や公述人の多くが反対意見や問題点を指摘する意見を述べたにもかかわらず、これらを十分に検討しないまま、短時間の審議で採決した。その手法は極めて強権的、非民主的であり、これはおよそ重要法案の審議とはいえず、国会の存在意義を自ら否定するに等しい。

当会は、政府・与党が同法案の採決を強行したことは、内容面・手続面いずれにおいても憲法がうたう理念、基本原則を踏みにじるものとして到底容認できず、強く抗議する。

よって、当会は、政府・与党に対し、本法を施行することなく直ちに廃止するよう求める。そして、当会は、言論・表現の自由、知る権利、プライバシー権など基本的人権が侵害されることのないよう、これからも全力で取り組むことを誓うものである。

2014年（平成26年）1月9日

宮崎県弁護士会